

4-6 児童労働、強制労働は認めない。

《基本的な心構え・姿勢》

就業の最低年齢に満たない児童に対する、身体的、精神的、道徳的その他の社会的発達を損なう、有害で搾取的な児童労働、ならびに従業員の意に反した苦役などの不当な労働は、基本的人権を侵害するものであることから、これらを強制しない。

世界では2億5千万人の児童が働いていると言われ（ILO）、製品が途上国などにおける児童労働・強制労働を通じて作られていないか、国際的に消費者やNGOの関心が高まっている。自社内に対してと同様に、グループ内企業・協力企業に対しても、児童労働・強制労働禁止を求める。

《具体的アクションプランの例》

(1) 自社内の取り組みを推進する。

自社として児童労働・強制労働は行わず、かつグループ内企業・協力企業にも同様の措置を求めるという取り組み姿勢を、教育研修などを通じて従業員に徹底する。

(2) グループ内企業・協力企業に向けた取り組みを推進する。

①児童労働・強制労働を通じて生産された材料・製品などは購入しないことなどを内容とする企業行動規範を、グループ内企業・協力企業向けに周知させる。

②児童労働・強制労働に関し、取引業者に対してアンケートを実施するなど、実態の把握に努める。

(3) 広く社会に向けた取り組みを実施する。

途上国などにおいて、教育支援や職業訓練など、児童労働・強制労働禁止に向けた各種プログラムに協力支援を行う。

《関連資料》

「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」（1998年）

「ILOの「就業の最低年齢に関する条約」（第138号）（本条約では、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、15歳を下回ってはならないとする。ただし、一定の条件のもとに例外も認められている。）

ILO児童労働撲滅プログラム

(International Program on the Elimination of Child Labor – IPEC)

<http://www.ilo.org/public/english/standards/ipec/index.htm>